

広島県告示第百六十六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百五条第一項第二号ロの規定による加入区（区域及び区分）を次のとおり定めた。

この告示は、その共済責任期間の開始日が平成二十一年三月一日以降の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が平成二十一年二月二十八日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

なお、平成十八年広島県告示第六十四号（漁業災害補償法に基づく加入区の設定）のうち、次の加入区については、廃止した。

平成二十一年二月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 設定した加入区（区域及び区分）

法第百四条第二号に掲げる漁業

区	域	区	分
	小型合併漁業三原市区域（三原市漁業協同組合の地区）		<p>一 総トン数一〇トン未満の漁船により主として流し刺し網を使用して営む漁業</p> <p>二 総トン数一〇トン未満の漁船により主としてたこつぼを使用して営む漁業</p> <p>三 一〜二に掲げる漁業以外の漁業</p>

二 廃止した加入区（区域及び区分）

法第百四条第二号に掲げる漁業

区	域	区	分
	小型合併漁業三原区域（三原漁業協同組合の地区）		<p>一 総トン数一〇トン未満の漁船により主として流し刺し網を使用して営む漁業</p> <p>二 総トン数一〇トン未満の漁船により主としてたこつぼを使用して営む漁業</p> <p>三 一〜二に掲げる漁業以外の漁業</p>